

## 内部統制システム構築の基本方針

### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- (1) 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- (2) 公益通報制度として株式会社日本取引所グループが設置するコンプライアンス・ホットラインを利用
- (3) 継続的な周知・教育活動として株式会社日本取引所グループが実施するコンプライアンス担当者との連絡会議への参加やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、eラーニングによる研修の利用

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- (1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応する。
- (2) 反社会的勢力による市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準に基づき、取締役会議事録をはじめとした取締役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて、適切に運用する。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役員及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

株式会社日本取引所グループが制定する「リスク管理方針」に基づき、リスク管理に関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的に株式会社日本取引所グループのリスクポリシー委員会及びリスク管理委員会にその状況を報告する体制を整備する。また、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはリスク管理委員会が行う状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等に協力する。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に株式会社日本取引所グループが制定する「事業継続基本計画書」に基づき、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

#### **4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合

わせながら年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

## **5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下この5.において「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

株式会社日本取引所グループが子会社に対して行う、経営管理契約に基づく経営管理又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告の要請等に協力する。

- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

株式会社日本取引所グループが子会社に対して行う、経営管理契約に基づく経営管理又は「関係会社管理規則」に基づくリスク管理状況に係る報告の要請等に協力する。

- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

株式会社日本取引所グループが経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づく子会社管理及び支援等を行うことにより、各子会社における職務執行の効率化を図ることに協力する。

- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

株式会社日本取引所グループが子会社に対して行う、継続的な周知・教育活動としての、各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信に協力する。

株式会社日本取引所グループが子会社に対して行う、経営管理契約に基づく経営管理又は「関係会社管理規則」に基づく公益通報制度としてのコンプライアンス・ホットライン導入の要請等に協力する。

株式会社日本取引所グループが子会社に対して行う、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づく内部監査の実施又は子会社自らが内部監査を実施した内容に関する報告の要請等に協力する。

- (5) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を遵守する。

## **6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査役の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任の担当者を置く。
- (2) 監査役室に所属する社員は、監査役の職務を補助するものとし、監査役の指揮命令に服する。

## **7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項**

監査役室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査役の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査役室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合には当該監査役）の同意を得る。
- (2) 取締役、執行役員及び社員は、監査役室に属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

## **8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の監査役室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査役の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査役室に所属する社員は、監査役の職務を補助するものとし、監査役の指揮命令に服する。
- (2) 監査役室長は監査役を補佐し、監査役監査の円滑な遂行のために監査役室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

## **9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

- (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査役への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役、執行役員及び社員は、監査役又は監査役会から業務執行に関す

る事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- b. 取締役、執行役員及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役に報告しなければならない。

- (2) 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制

監査役に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査役への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 子会社取締役等又は当社の取締役、執行役員及び社員は、監査役又は監査役会から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 子会社取締役等又は当社の取締役、執行役員及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役に報告しなければならない。

#### **10. 前9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査役への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査役又は監査役会に報告した者は、当社並びに取締役、執行役員及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- (2) 当社並びに取締役、執行役員及び社員等は、監査役又は監査役会に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

#### **11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査役への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 取締役、執行役員及び社員は、監査役又は監査役会が監査の実施のため

に弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- (2) 前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査役又は監査役会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

## **12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査役への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 取締役、執行役員及び社員は、監査役が、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

以上